

令和4年度 第12回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和5年3月8日				招集の場所	若桜町公民館 2階 中会議室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前11時30分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕			推進委員	山本 昭子	
欠席委員	推進委員	茗荷 主吉							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 合意解約申出について 報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請（許可済）について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農用地利用配分計画案について 議案第3号 令和5年度農作業標準賃金表（案）について 議案第4号 農地・非農地の判断について 議案第5号 下限面積要件（農地法第3条第2項第5号）の廃止について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	6番	田中 圭子	7番	永原 聡					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和4年度第12回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席のため、今回の定例会は成立します。茗荷推進委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							

2. 会長あいさつ

会 長

(会長あいさつ)

3. 議事録署名委員の  
決定

会 長

議事録署名委員の決定です。今回は、6番の田中委員と7番の永原委員でお願いします。

4. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和5年2月9日から令和5年3月7日までの行事等についてです。まず2月9日ですが、令和4年度第11回農業委員会定例会を開催しました。そしてこの1か月間で、合意解約申出書を1件、利用権設定等申出書を17件、農地法第3条の規定による許可申請書を1件受理しました。なお、報告事項で説明しますが、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、令和3年度に許可済みとなっております。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第2号、合意解約申出について、事務局よりよろしくお願いします。

事務局

報告第2号、合意解約申出についてです。

届出に係る農地は大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,841㎡です。賃貸人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇です。解約の理由としましては、賃借人の変更のためというものです。合意解約の成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期はいずれも令和5年2月13日です。なお、次の耕作予定者は〇〇〇〇と聞いております。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 報告第3号、農地法第3条の規定による許可申請（許可済）について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号、農地法第3条の規定による許可済の下記農地について許可書を発行したので報告します。

申請に係る農地は大字高野の田2筆で、2筆の合計面積は1,471㎡です。譲渡人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、譲受人は同じく若桜町大字高野の〇〇〇〇です。ちなみに、許可書は令和5年3月3日に発行しました。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

事務局 ちなみに、発行した理由としましては、令和3年度当時の話になりますけれども、元々は譲受人が〇〇〇〇でして、その時は12月8日付で発行したのですけれども、その後すぐに〇〇〇〇が亡くなりまして、許可書を持って手続きをしようと思ったらできなかったという経緯がありましたので、〇〇〇〇に相続登記された関係で、〇〇〇〇を譲渡人とする形で許可書を発行しました。

伊井野委員 いない人間との契約だから無効だと法務局が言っているのでしょうか。それなら、新たな許可ではないのですか。

事務局 まったく同じ箇所の農地の申請となっておりますので、この件は審議を通さずに許可書を出すことにしました。

会 長 新規で取ると、審議が必要になってくるのですが、新しく申請書を書いてもらって、新規に許可ということでいいでしょうか。

5. 付議事項

委員

(異議等なし)

会長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,664㎡、再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間が5年間、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

会長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

貸付人に電話で確認しました。再設定ということで、特に問題ないと思います。

会長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委員

(異議等なし)

会長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目の申請に係る農地は大字赤松の田1筆と大字赤松の畑1筆で、2筆の合計面積が1,139㎡です。設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人が若桜町大字赤松の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間が3年間、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

3件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、1,673㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人が若桜町大字赤松の〇〇〇〇〇〇です。利用

目的は田で、設定期間は3年間、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

4件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、456㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人が鳥取市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

5件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、1,426㎡、新規設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

6件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、1,465㎡、再設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

7件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、2,185㎡、再設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

会 長

これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理

2件目からです。赤松集落内の圃場整備されていない農地ですけれども、再設定になっています。継続して借受人が作られるということで、問題はないです。それから3件目ですけれども、これも再設定で現在の耕作者が耕作しておられますので、これも問題ないです。4件目と5件目は、2筆になっていますけれども、実際は1枚の田ということで、新規で出ていますけれども、3年前から既に〇〇〇〇が、それまで放棄地だった農地で耕作を始めておられます。これも継続して耕作されるということで、問題はないです。6件目ですけれども、これは再設定で、〇〇〇〇が耕作しています。それから7件目ですけれども、これも再設定ということで、農業農村担い手育成機構を通じて〇〇〇〇が耕作をしていますので、特に問題はありません。6件目と7件目が5年になっていますけれども、従前が10年で契約していたのですけれども、途中から〇〇〇〇が耕作を始めたということで、年数を合わせる意味で、5年にしているということです。

会 長	以前、農地中間管理事業で〇〇〇〇が作るという案件は、最終的には〇〇〇〇が作るのですから、そう書くようにできないのですか。農業農村担い手育成機構の名義が載っていますけれども、実際はそこが作るわけではありません。
小林委員	確か、契約の時に3者の押印が必要な書類がありますよね。
事務局	それは、農地の貸借に関する確認事項という書類です。
小林委員	契約の時に、地権者と耕作者と農地中間管理機構の3つの押印がある書類がありますので、それを付けたら1番わかりやすいのではないかと思います。
職務代理	これではなく、3者の分の書類を付けていけば、すぐわかります。
事務局	そういうことがありますので、農地中間管理事業関係の利用権設定等申出書の様式が大きく変わると聞いております。まだ様式の作成中ではありますけれども、地権者と農地中間管理機構と耕作者の3者の押印等が必要になるように見込まれます。
委 員	(ほかに意見等なし)
会 長	それでは、今回はこれで決定ということにします。 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
事務局	8件目の申請に係る農地は大字香田の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、1,841㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

会 長                    これは、合意解約があった件ですね。質問、意見等はありませんか。

委 員                    （異議等なし）

会 長                    意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局                    9件目の申請に係る農地は大字須澄の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、1,438㎡、内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

10件目の申請に係る農地は大字須澄の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、858㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇円です。

会 長                    この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員                    9件目の貸付人に電話で確認しました。それで、9件目の農地も、これまでは一緒に作っておられたようです。しかし、9件目の貸付人はかなり高齢になり、今回から〇〇〇〇にお願いしたいということを聞きました。

会 長                    これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員                    （異議等なし）

会 長                    意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

1 1 件目の申請に係る農地は大字中原の農地 1 筆。登記簿・現況ともに田で、1, 1 7 1 m<sup>2</sup>、新規設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借料無償での使用貸借です。

1 2 件目の申請に係る農地は大字中原の農地 1 筆。登記簿・現況ともに田で、面積は 1, 3 4 1 m<sup>2</sup>、新規設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

1 3 件目の申請に係る農地は大字中原の農地 1 筆。登記簿・現況ともに田で、面積は 1, 0 2 5 m<sup>2</sup>、新規設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

1 4 件目の申請に係る農地は大字中原の農地 1 筆。登記簿・現況ともに田で、面積は 1, 4 2 5 m<sup>2</sup>、新規設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

1 5 件目の申請に係る農地は大字中原の農地 1 筆。登記簿・現況ともに田で、面積は 1, 7 6 1 m<sup>2</sup>、新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員

1 1 件目から 1 5 件目まで、いずれも新規設定ですけれども、今までも〇〇〇〇がしておられた所です。これからは、農業農村担い手育成機構を通して作られるということです。特に問題はないと思います。

会 長

実際は、再設定ですか。

永原委員

前回までは、直で受けていましたけれども、今回から農地中間管理機構を通すので、新規設定ということになります。



会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

16件目の申請に係る農地は大字大野の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、面積は1,279㎡、新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

17件目の申請に係る農地は大字大野の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、面積は445㎡、新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

18件目の申請に係る農地は大字大野の田3筆で、3筆の合計面積は4,283㎡、新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償での使用貸借です。

会 長

これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員

16件目ですが、貸付人と〇〇〇〇に電話で確認をとりました。新規設定ですけれども、〇〇〇〇がずっと作っておられますので、問題ないと思います。17件目ですが、大野におられるお母様のほうに確認をとりました。これも〇〇〇〇が作っておられますし、問題ないと思います。18件目ですが、貸付人と〇〇〇〇に電話で確認しまして、間違いなしのことです。

会 長

今、〇〇〇〇はどのくらい作っておられるのですか。

小林委員

今年の水稲の予定は約9ヘクタールです。エゴマは1町2反くらいです。

伊井野委員

〇〇〇〇とのすみ分けに関する話はするのですか。

小林委員

近々それはしていかなければならないと、〇〇〇〇と話しています。ですが、まだ上手に交換する農地がないので、まだそこまでできていませんが、いずれは向かわなければいけないと思っています。

会 長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。  
議案第2号、農用地利用配分計画案について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求めます。

権利を設定する農用地は、若桜町大字赤松から大字大野までの17筆で、合計面積は22,399㎡です。設定を受けるのは2社ございまして、1社目が〇〇〇〇で、設定に係る農用地は15筆で、18,749㎡です。2社目が〇〇〇〇で、設定に係る農用地は2筆で、3,650㎡です。契約期間ですけれども、1社目は3年、2社目につきましては5年となっております。1社目の農業経営の状況ですが、権利取得後の面積が139,352㎡となります。すでに配分を受けている法人に定款の変更がなく、農業委員会が認める農地所有適格法人のため、事業の種類から構成員の状況は省略可能となっております。2社目の農業経営の状況ですが、権利取得後の面積は106,004㎡の予定です。現に配分を受けている農地を再び同じ法人に配分する、農業委員会が認める農地所有適格法人のため、事業の種類から地域での農業における他の農業者との適切な役割分担に

ついでに箇所は省略可能となっております。

会 長                   この件について、質問、意見等はありませんか。

職務代理               1社目が作られる農用地は、地権者から農地中間管理機構に行っている契約期間は10年ですけれども、この利用配分計画では3年になっています。それは何故ですか。

事務局                   第1号の利用権設定等申出書の他に、3者の合意が必要になります農地の貸借に関する確認事項という書類の中に、地権者が農業農村担い手育成機構に貸し出すのが10年で、実際の耕作者が借り受ける期間が3年間とにありましたので、その確認事項の内容に合わせて3年としております。

小林委員               これは、先月も同じような質問をされました。私としても、10年にしたほうがいいと思いますし、ここは修正するように指導してもらっていいですね。

事務局                   はい。

会 長                   2社目は5年設定になっていますが、違いは何ですか。

職務代理               〇〇〇〇は、地権者が農地中間管理機構に出す期間に合わせて、その期間は〇〇〇〇が借りる契約としています。

委 員                   (ほかに意見等なし)

会 長                   それでは、事務局は修正をお願いします。  
議案第3号、令和5年度農作業標準賃金表の案について、事務局よりお願いします。

事務局                   議案第3号、令和5年度農作業標準賃金表の決定について、農業委員会の議決を求めます。2月

の農業委員会定例会で審議をしましたが、保留となったため、再度審議をするものです。

賃金表の案ですが、まずは最低賃金が上がった関係で、一般労務の金額を上げております。ここは先月に示した通りです。それ以外につきましては、若桜町の農業法人2社からの改定案を踏まえて、案が出ていた部分につきましては、この額に近いか、そのままの額を入れております。また、籾摺、精米、農薬（肥料）散布という区分を、新たに追加しております。参考資料としまして、過去の農作業標準賃金推移表、他町との比較表、若桜町の農業法人2社の改定案を入れております。

これらを全部決めるということですが、全部まとめてというのは難しいです。

会 長

事務局

基本的な考え方なのですが、燃料費なども値上がりしているということで、どのように改定になっているのか事前調査をしたところですが、他町に聞きましたところ、令和5年度の標準賃金についてはまだ決めかねているという状況です。一方、先月に若桜町の農作業標準賃金表について審議した中で、受託されている若桜町の農業法人2社から価格帯を聞きとりさせていただき、平均値をもって農作業標準賃金表を整理させていただいたところです。そうした場合、今までの標準賃金からかなり上がってきます。農作業標準賃金表の備考に、本年から受託作業を請け負う担い手の価格を基に変えさせてもらって、標準賃金を設定していますという書き方で表してみたところです。これを基に今後、町報等で広報していく形になります。このことを踏まえてご審議いただけたらと思います。今までどおりこれは目安なので、実際にはこれが標準になると思います。

会 長

事務局にもいろいろ調べてもらって、若桜町の農業法人2社との意見を聞きながら、標準的な金額を出してもらっていますので、これを見て何かありましたらお願いします。

伊井野委員

〇〇〇〇は、請負で耕うんするような所があるのですか。〇〇〇〇が委託を受けて行う全面的な作業でなくて、耕うんだけ、刈り取りだけと請け負うのは〇〇〇〇だけだと思いますが、〇〇〇〇は一部だけというのがあるのですか。

職務代理

していないと思います。

小林委員

田植えだけ、刈り取りだけとか、農家ごとに頼んでくるのが違います。〇〇〇〇は高野近辺とか、奥のほうにも頼まれて行くことがあるみたいです。

伊井野委員

〇〇〇〇は、令和4年は町が定めた額より高かったですよね。

小林委員

以前からずっとそうです。

職務代理

糶摺と精米、これらは使用料が定めてあるのに、農業委員会が決めますと言ってもいいものですか。

会 長

糶摺りと精米だけを外して、これでいくということにしましょうか。あくまでも標準だということ。

職務代理

実際、この上がり幅はどのくらいになっているのですか。

事務局

上がり幅につきましては、1割は軽く超えています。中には2割いく区分もあります。

会 長

去年よりも高くなったと思う人はいるかもしれませんが、高くなったからといっても、頼んでいる人は頼まなければいけないでしょう。

会 長

あくまでも標準賃金ということで、どうですか。

職務代理

それから、堆肥散布については、町の補助制度があるのではないですか。

事務局

あります。

職務代理	それが、散布を含めていくらとなっています。〇〇〇〇がやっているのですか。
小林委員	はい、農協からの受託という形でしています。
伊井野委員	去年まで、農薬（肥料）散布が標準額を定めていなかったのに、なぜ今回出ているのですか。
事務局	〇〇〇〇の改定案にあって、他町を見ても入っているケースがありましたので、入れてはどうかという程度です。
職務代理	堆肥散布については、ちゃんと農協との契約で行われており、町の農業支援の施策です。それとかけ離れたようなものが出てきたら、おかしいことになります。
小林委員	〇〇〇〇の堆肥散布も〇〇〇〇円から〇〇〇〇円になるということがありますけれども、これは町の絡みとは別に個人的に請け負う場合もありますので、そっちのほうはこの単価表の金額でしています。
伊井野委員	この〇〇〇〇円というのは、町補助が入っているということですか。
小林委員	いいえ、入っていません。うちが個人的に請けるものです。
事務局	堆肥散布が表にあるのは、〇〇〇〇から入れてほしいという要望がありましたので、去年から追加したのだったと記憶しています。
職務代理	町が補助するのは、散布料に対する補助でしょう。私はそのように思っています。機械を使って散布しなければならないからということ。
事務局	もう1回確認してみます。

職務代理

標準だからいいということですがけれども、糶摺りとか精米、堆肥散布というのは、町の制度があるのであれば、それを頭に入れなければなりません。

事務局

それでは、糶摺りと精米と堆肥散布は除外するということで行きましょうか。あと、農薬（肥料）散布も除外しますか。

会 長

そうですね。

職務代理

堆肥散布の箇所も、きちんと調べてから載せないといけないのではないですか。

会 長

それでは、4項目を抜いた内容で載せるということで行いましょうか。

委 員

（異議等なし）

会 長

それでは、これで決定とします。  
議案第4号、農地・非農地の判断について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第4号、非農地判断について、農業委員会に議決を求めます。

今回の資料は、荒廃農地B分類の一覧表のみとしております。大字若桜から大字落折まで、町内全体としておりまして、合計筆数は782筆、合計面積は188,077.63㎡となっております。農地パトロール実施要項からの抜粋になりますが、農地パトロールにより荒廃農地B分類と判断した農地については、農地に該当するか否かの審議を行うこととなっております。農地パトロールでB分類と判断した農地は他にもありましたけれども、農用地区域内にある農地や水田台帳における作付地等を除外し、現地写真により整合性が取れた部分を、審議対象としておりまして、それが782筆としております。

会 長                   この件について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員           この件は、税務課と話してありますか。

事務局                まだしていません。税務課としては、まずは情報をくださいというのが実態です。

伊井野委員           税務課に、これを渡すわけですか。

事務局                そうです。

伊井野委員           現況写真を見て、山林と原野が仕分けできているのですか。ここの対象になっているものは山の中に残っている畑です。農地台帳から落とすのですから、税務課との協議が必要です。

事務局                それで、これをまず所有者宛てに農地から外しますと通知をします。もし何か言われた時には、農地として復活ということもあり得ます。ただ1点、航空写真を重ねていますけれども、地籍調査がまだ終わっていないため、公図がずれている部分があり、これは山だと見える所であっても、実際にはずれていて、畑で残っている所の可能性もないわけではございません。農地パトロールをされて見られたと思いますが、どちらを基に見ているかというのが定かでない部分もありますので、一応できる範囲では所有者に知らせて税務課に提供という形でいきます。それから、所有者への対応についてですが、1ヶ月から2ヶ月間、異議申し立ての期間を設けようと考えています。

永原委員              所有者の住所等は、全部わかっているのですか。

事務局                相続未登記ということで、既に亡くなっておられる方もいますし、住所不明となっている方もいます。

伊井野委員           この中の公衆用道路というのは、昔に町が買収していて、登記が移されていない所がほとんど全



部だと思います。地代を払った証拠があるのか、もう一度出すようにと言われる可能性があります。そこを注意しておかなければなりません。

事務局 わかりました。税務課としては、登記できていないのですけれども、売買契約がある所の情報を集めて、非課税、公衆用道路といった所を、現況・台帳地目は変わらないとしても、公共だという処理はしております。

職務代理 一旦通知書を出して、問題が出てきたらその時に対応すればいいです。

会 長 ほかに質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 それでは、これで決定とします。  
議案第5号、下限面積要件の廃止について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第5号、農地法第3条第2項第5号の下限面積の廃止について、農業委員会の議決を求めます。

農地法第3条に規定されております下限面積の要件が、令和5年4月1日付で撤廃されます。その関係で県から依頼されたことがあります。市町村独自に下限面積を定めている場合には、別段面積の効力が失われるため、廃止の手続きが4月1日までに必要になります。農林水産省からの通知には、農地法改正に伴う下限面積要件の廃止に係る留意事項についてとありまして、下限面積の廃止ですけれども、農地法の改正の施行以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積の要件は、適用されませんとあります。そして、改正前の農地法の規定に基づき定めた別段面積ですけれども、農業委員会が公示した下限面積につきましても、効力が失われることから、別段面積について公示している農業委員会につきましても、農地の権利取得の予定者に誤解を招かないように改正法の施行までの間に当該公示を廃止するための手続きを行うことが適当ですとありますので、

6. その他

今回の審議案件としております。

会 長

これまでは、20アールの農地を持っている人しか農地の売買ができなかったのが、4月1日からは必要なくなります。だから、これからは農地を持っていない人も売買できるようになります。売買ができるけれども、後で荒らされたり農地以外のことに使ったりしないようにということを徹底しておかないといけません。

事務局

法律では、30アールの要件が撤廃になりますので、そうすると若桜町が決めている20アールの要件が残って誤解を与えてはいけませんので、これも廃止するという事です。

職務代理

これは、農業委員会が決めているのですか。

事務局

若桜町農業委員会が、独自で下限面積要件を20アールと定めています。なお、平成20年度以前は30アールでした。

会 長

そういうことで、下限面積20アールというのは廃止ということで、告示したいと思います。

委 員

(異議等なし)

会 長

その他の事項です。

- 次回定例会で、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について審議していただく。
- 事務局より、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について説明あり。
- 次回定例会は、4月11日(火)9:00～に決定。

会 長

以上で、令和4年度第12回の農業委員会定例会を終了します。